

人身売買に関する現行国内法制度と問題点

吉田容子

論文要旨

日本社会においては性産業の隆盛・肥大化が著しい。その底辺を担うのが、人身売買によって東南アジア等から運ばれてくる女性たちである。

そして、人身売買及び強制・管理売春に対応する国内法は、規制（禁止）の面では一応あるが、実際に適用されることは少ない。また、被害者の救済の面では、制度自体に大きな欠陥がある。退去強制を旨とする入管法の規定も、これらの実態を加速する。

これらの根底には、女性たちは売春を承知で金儲けのために日本に来ているのであるから、多少問題があつても仕方がないという通念と、女性の性の売買を容認する通念があり、申し訳程度に、児童の売買や人身売買の規制がなされるだけである。

しかし、国際法及び憲法の人権保障の観点からは、この事態を放置することは許されず、早急に改善する必要がある。

一、はじめに

1　日本社会において性産業が極めて隆盛、肥大化し、一〇兆円産業といわれて久しい。女性の性そのものや性的サービスはあまりにも様々な形で商品化されている。売春防止法で買売春は違法であるとされているにも拘わらず、個室付浴場、旧遊郭等で買賣春が行われていることは公知の事実であり、暴力的・性差別的ボルノグラフィーの氾濫も著しい。買春を初めとする性の売買を人権問題・社会問題ととらえる価値観が日本ではなく、性の売買を容認する性風土が濃厚である。日本人は、女性の性の売買が女性の人権を侵害することであるとは考えていない。

2 この肥大化した性産業の階層化の底辺を担うのが、人身売買によって外国から日本に運ばれてくる女性たちである。

詳細は別稿に譲るが、一九六〇年代にアジアの国々への買春ツアーレが始まり、一九七〇年代にはようやくこれが国際的非難を浴び始めたが絶されるには至らず、一九八〇年代からは買春ツアーレではなくアジアの女性たちが日本の性産業に送り込まれるようになった。

一九八三年の国連経済社会理事会の「人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する特別報告」でも、日本の買春ツアーレ、日本やくざによる組織的女性輸入、個室付浴場などが取り上げられている。

日本人の多くは、彼女たちは金儲けのために売春を承知で来日し稼いでいる、多少問題があつても承知で来ているのだから文句を言う筋合いではない、それどころか日本の善良な風紀を乱す加害者であり即刻追い出すべきだと考えている。その背景には、根強い女性蔑視とアジア人蔑視がある。女性差別と民族差別を象徴する現象の一つである。

3 自由意思に基づく売買春を違法とすべきか否かについては議論があるが、少なくとも、人身の売買及び強制に基づく売春を違法とすべきことは、異論のないところである。そして、不備な点は多いとしても、ともかく現行国内法の下でも人身売買及び強制売春に対する一定の規制は可能ではないのか、それにも拘わらず何故それが実効性がないのか。これが筆者の疑問であった。

本稿では、まず外国人にも人権保障は及ぶという当然の事理を確認し、次に人身売買及び強制売春に関する現行国内法制度の概要と問題点につき、加害者への取り締まりと被害者の救済の二面に分けて検討を試みた。さらに、入管法の問題点についても検討してみた。はなはだ不十分ではあるが、今後のさらなる検討のスタートとしたい。

二、外国人にも人権保障は及ぶ

1 日本国憲法で定める基本的人権の保障は、その性質上日本国民を対象にしていると解されるものを除き、外国人を含むすべての人に及ぶ。とりわけ、一三条（個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利）、一四条（法の下の平等）、一八条（奴隸的拘束及び苦役からの自由）、三一条（法定手続の保障）等の保障が、国籍や在留資格の有無を問わず、すべての人に及ぶことは争いがない。

ただ、いわゆる「社会権」については、見解が別れる。従来は、人権を「自由権」と「社会権」に峻別し、自由権にのみ権利性を認め、社会権には権利性を認めないと考える考え方がある。法律家中では主要な見解であった。しかし近時、かような峻別は誤りであり、たとえ社会権であっても局面ごとに権利性を認めるべきであるという考え方がありつつある。従来の自由権・社会権の二分的把握はそれぞれにつき強調される義務の側面を前面に出したものであるが、権利の実質化のための基盤整備という側面では「自由権」であっても斬進的義務の側面があり、他方、権利が侵害されないという側面では「社会権」も即時の効果を持つという見解である。例えば憲法二五条（生存権）につき、権利と明記された条項をおよそ裁判で援用できないとするのは妥当ではないのであるから、この有力説には説得力がある。

これらの憲法規定・憲法解釈からみて、人身売買を予防し、取締り、被害者を救済することは、我が国政府の当然の義務である。

2　日本国憲法は、「締結した条約及び確立された国際法規」を国家機関（立法・司法・行政の各機関）は「誠実に遵守」すべき義務があると定める（九八条二項）。

そして、条約ないし確立された国際法規の内容が、司法機関（裁判所）・行政機関による適用を可能とする程度にまで明確かつ具体的で国家に裁量の余地を与えるものではない場合は、これを国内的に適用するために別段の法律を必要としない（自動執行力）。

仮にその内容からみて自動執行力までは認められない場合でも、当該国際法の課する義務を国内的に実現するために、必要な国内法を整備（新設、改廃）する義務が国家機関（立法機関）には当然に課せられる。また、これら国際法の内容が司法機関・行政機関にとつて関連する国内法の解釈原理となることは、いうまでもない。

人身売買・強制売春の撤廃を求める国際人権法としては、一九四九年条約（人身売買及び他人の売春からの搾取の禁止に関する条約）・女性差別撤廃条約・国際人権規約等があるが、これらの各規定の中には自動執行力が認められるものとそうでないものとがある。自動執行力までは認められないと解釈される条項についても、その内容を実現するために必要な国内法の整備が必要であるし、解釈原理としての裁判規範性を有することも疑いない。

即ち、これらの国際人権法を直接適用し、または適合した国内法を整備し、裁判規範として用いることにより、人身売買を予防し、刑事的・行政的にこれを取締り、民事的・行政的に被害者を救済することは、憲法九八条二項に基づく我が国政府の国際的な義務である。

三、人身売買の加害者取締に関する国内法制度

1 人身売買の被害者として日本に運ばれ強制売春に従事させられる女性たちが一般的にたどる過程を、タイの事例を念頭に図Aに示す。この人身売買及び強制売春の加害者を処罰する法律は、不十分ながらも既に日本国内法の中にある。これも一部であるが図Aに示す。

問題は、国内法に不備があること、既に存する国内法でさえ適正に解釈適用されていないこと、である。

以下に、人身売買、人身売買に伴い生じる違法行為、強制売春、強制売春に伴い生じる違法行為の四局面に分けて、それぞれ対応する国内法を検討する。

2 人身売買の禁止

(1) 人身売買という概念を法的にどの様にとらえるべきかは、難しい問題である。一般に「売買」とは、対価を得て対象物の处分権を他人に移転する行為をいい、後述の児童買春・児童ボルノ禁止法八条にいう人身売買も「対価を得て人身を授受すること」とされている。

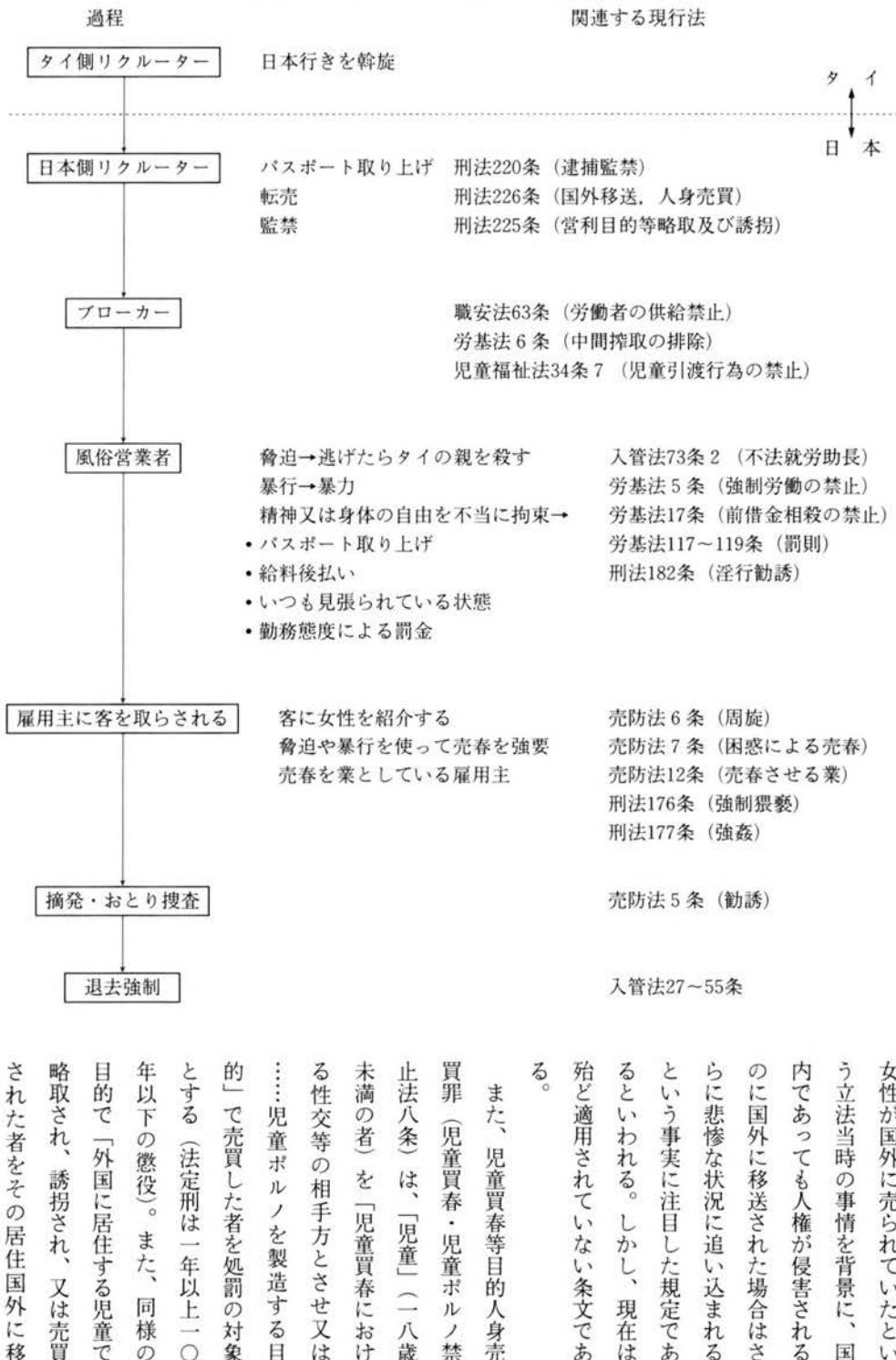
しかし、ここで問題にすべきは、対価性の有無や対価の多寡ではなく、自己又は第三者の利益のために、他人を自己の支配下におき、その支配権（处分権）を第三者に譲ることである。そこで、本稿では「人身売買」を「その者の同意の有無を問わず、自己又は第三者の利益のために、他人を性的又は経済的に搾取することを目的として、暴力又は暴力の威嚇、権限もしくは支配的地位の濫用、詐欺行為又はその他の強制的なやり方を用いて、国境内または国境を越えて移動又は移送すること」と定義する。

(2) 現行国内法には、人身売買がそれ自体違法であることを一般的に明言した規定は存在しない。僅かに「日本国外に移送する目的で」なされる人身売買が違法とされており（刑法三六条）、また最近、児童買春等目的の人身売買が違法とされるに至った（児童買春・児童ボルノ禁止法八条）。

国外移送目的略取等罪（刑法三六条）は、「日本国外に移送する目的で人を略取又は誘拐」すること、「日本国外に移送する目的で人を売買し、又は略取誘拐売買されたものを日本国外に移送」することを处罚の対象としている（法定刑は二年以上の懲役）。これは、日本人

人身売買に関する現行国内法制度と問題点

〔図A〕 人身売買の過程と適応する現行国内法



送」した日本国民も処罰の対象とする（法定刑は二年以上の有期懲役）。この規定は、東南アジア等において児童買春・児童ボルノ製造目的で児童が売買等されている事態に対処しようとするものである。

(3) 前述の国際法規並びに日本国憲法の基本的人権尊重の原則から見て、人身売買は明確に違法であり、まず、これを一般的に（国外移送目的あるいは児童買春・児童ボルノ製造目的に限定せず）禁止し、処罰対象とする明文規定を新設すべきである。

この（新設）「人身売買」罪を基本罪とし、前述の（現行）刑法二二六条及び後述の（新設）二二一六条の一はその加重罪としてより重く処罰すべきである。既遂罪だけでなくその未遂罪も新設すべきであり、また身体の授受の際に被害者を死傷させたときは人身売買致死傷罪として加重処罰すべきである。人身売買に伴って被害者を拘束したり被害者に暴行を加えたり死傷させたときは、別に刑法の監禁罪、暴行罪、傷害罪、傷害致死罪、殺人罪などが成立し、これらと人身売買罪とは併合罪となると考えるべきである。もちろん、これらは国外犯処罰の対象とされねばならない。

新設の方法として、現行刑法の改正とするか、又は刑事特別法としての「人身売買の禁止等に関する法律」（仮称）を制定すべきかは、検討をする。後者の場合は、人身売買の予防並びに被害者の救済の為の措置も併せて規定することが考えられる。

(4) また、現在では日本は人身売買の最大の受け入れ国の一つとなり、刑法制定当時とは状況は逆転している。女性たちは日本国内に移送する目的で略取又は誘拐され、売買され、日本国内に移送され、さらに売買される。これらの行為者に厳罰を科すことにより、被害発生を少しでも抑止しなければならない。

そこで、刑法二二六条の二として「日本国内に移送する目的で、人を略取したは売買すること」「略取し誘拐したは売買された者を日本国内に移送すること」「日本国内に移送された者を売買すること」を処罰する規定を新設すべきである。また二二七条の被略取者等収容罪にこの国内移送目的略取等罪の被害者の授受を含め、二二八条未遂罪にこれらの未遂行為も含めるよう改正すべきである。

(5) なお、二〇〇〇年策定を日程に作業が行われている国際組織犯罪対策条約の移民の密輸（密入国の助長）に関する議定書（仮称）において、移民の密輸すなわち他国への不法人國の助長等の行為を犯罪化すべき旨の規定が盛り込まれる見通しである。

3 人身売買に伴い生じる違法行為の禁止

(1) 人身を売買する際には、暴行・強迫、逮捕・監禁、略取誘拐（暴行・強迫または詐欺・誘惑を手段として他人を自己の実力支配内におくこと）等の違法行為が生じるだけでなく、これらの過程において被害者に傷害を負わせたり、ときには死に至らしめることがある。旅券・査証・在留資格認定証明書などが偽造されることもある。これらの行為に対しても、刑法の各該当条文が適用され、刑罰が科せられることになる。

また刑法三条は、日本国民が日本国外において実行行為をなしたときでも日本の刑法が適用される場合を規定している（国民の国外犯）。同条によれば、一〇号で逮捕、監禁、逮捕等致死傷（二二〇、二二一条）、一二号で未成年者略取誘拐、営利目的等略取誘拐、身代金目的略取等、国外移送目的略取等、被略取者收受等、未遂（二四一～二八条）などの各犯罪がこれに該当する。旅券等の公文書の偽造・同行使については、刑法二条により、国籍を問わず国外犯は処罰される（すべての者の国外犯）。

(2) 人身売買に伴い生じる違法行為に対し、これら現行法の適用が可能なケースは少なくないと思われる。しかし実際に摘発された例は少ない。実行行為が国内で行われた場合でさえ、旅券等の公文書の偽造・同行使やいわゆる偽装婚姻（公正証書原本不実記載・同行使）についてはある程度摘発されているが（例えば偽造旅券を使用した不法入国事件は一九九八年度に二五八件が検挙されている。一九九九年版警察白書一〇頁）、他の犯罪は殆ど摘発されていない。

まして、国外犯規定を適用して処罰されたケースは皆無と思われる。
(3)

なぜ、現行法を適用した処罰がなされないのか。

イ、実行行為が国内で行われた場合には、その原因として警察など捜査機関に女性たちがこれら犯罪の被害者になつてているという観点が欠けていることが考えられる。暴力団やブローカーが組織的に引き起こしその不法収益につながるもの、あるいは国家的法益・社会的法益を侵害するものについては、取締りを行うが、そうでない場合には取締りの必要すら理解されていない。

ロ、実行行為が国外で行われた場合には、イに加えさらに次のことが考えられる。

- ① 強制猥褻罪や強姦罪、略取誘拐罪などの国外犯が日本で処罰可能であることが知られていないこと
- ② 従つて、日本の捜査機関がこれらの国外犯が行われていることを知る機会がほとんどなく、捜査にも困難が伴うこと

③ 捜査や訴訟追行に必要な捜査共助や司法共助のシステムが不十分であること

④ 被害者の支援をする公的あるいは民間の制度が不十分であり、とりわけ市民団体との連携援助が極めて少ないとこと

⑤ 仮に起訴に持ち込んだとしても、被害者が日本に来て法廷で供述するのは経済的にも精神的にも殆ど不可能であること

(4) これらはいずれも大きな問題であるが、その解決のためには、まず捜査機関の構成員に対するきちんとした人権教育が不可欠である（これは、あらゆる局面で最も重要な事柄である）。数年前から、犯罪白書（法務省発行）や警察白書（警察庁発行）に「外国人による犯罪」の章が設けられ、日本の治安を乱すという観点で外国人の存在・増加が論じられている。これはあまりに一面的であり、日本人による「外国人に対する犯罪」こそ論ずるべきである。

また、(3)口の①②③については、政府の努力があれば解決可能である（捜査共助・司法共助に関する二国間協定の締結と広報など）。④については、ただでさえ心身ともに重大なダメージを受けている被害者が一人で加害者に立ち向かうことは、余りに過酷であるし非現実的でもある。国内・国外ともに政府機関と市民団体の相互の協力で被害者をバックアップしなければならない。⑤についても、法的に十分な検討を要する。実際に日本の裁判所が国外犯を審理する際には、現地で集めた証拠の証拠能力が、とりわけ伝聞法則との関係で問題となる。また、被告人の求めがあれば被害者を必ず法廷で証人として調べなければならないが、被害の内容及び共犯者の存在などからくる被害者の心理的負担は甚大なものが多い。反対尋問権は被告人の重要な権利であるが、この権利を護りつつ、例えば現地裁判所の関与の下に被害者の証言を録取したビデオテープに証拠能力を認めるなどの方法が検討されるべきである（法改正が必要）。なお、昨年一〇月、法制審議会に対し、犯罪被害者への適切な配慮・保護を図るための法整備に関する諮問がなされたが、その中で、ビデオリンク方式による証人尋問（証人を法廷外の別室に在室させ、テレビモニターを通じて証人尋問を行う方式）及び被告人側に反対尋問の機会を保障したうえで、そのビデオテープに証拠能力を認めることも、検討課題とされている。

また、先に記載した刑法三条に該当する強制猥褻などの各犯罪については、外国人による国外犯も処罰対象とすべく、刑法一条（すべての者の国外犯規定）を改正すべきである。

(1) 強姦罪・強制猥褻罪

イ、人身売買の被害者である女性が従事させられる強制売春は、その実態は加害者による強姦ないし強制猥褻である。被害者の抗拒不能に乗じた準強姦・準強制猥褻も成立しうる（刑法一七六一・一七九条）。

ここに「加害者」とは、買春者はもちろん、その背後にいて強姦・強制猥褻を積極的に勧誘しその機会を提供している業者も含む（正犯又は共犯となる）。

口、しかし、この観点にたつ検査は全くなされていない。その理由として以下の点が考えられる。

- ① 現行法は、一三歳未満の女子に対する姦淫及び一三歳未満の男女に対する猥褻行為を、暴行脅迫の有無及び対価の有無を問わず、刑事罰の対象としている（刑法一七六、一七七条、法定刑は前者が懲役二年～五年、後者が懲役六年～七年）。これに対し、一三歳以上の女子に対する姦淫及び一三歳以上の男女に対する猥褻行為は、暴行脅迫を用いた場合に限り、刑事罰の対象とされる（同条、法定刑は同様）。しかも、判例・通説によればこの「暴行脅迫」は「被害者の抗拒を著しく困難ならしめる程度」の強度のものであることが必要であり、この程度に至らない暴行脅迫が手段とされた姦淫や猥褻行為は強姦罪・強制猥褻罪には該当しないとされている。さらに、暴行・脅迫は姦淫又は猥褻行為の手段として用いられることが必要であるから、原則として姦淫又は猥褻行為の直前になされることが要件とされ、継続した脅迫状態のもとに意に反した性行為を強要されても、本罪は成立しないとされることが多い。そして、人身売買の被害者は人身売買及びこれに伴う様々な違法行為により既に十分に威迫され、その威迫下に売春を強要されることが多く、加害者は改めて強度の「暴行脅迫」をする必要はなく、本罪の成立は認められにくいこととなる。
- ② 本罪は六ヶ月以内の告訴を要件としているが（刑法一八〇条、刑訴法二三五条）、強姦や強制猥褻の被害者が六ヶ月以内に気持ちを整理して告訴を決意することは困難である。まして、人身売買の被害者は常に暴力団を含む加害者達に監視され拘束され、脅されているのであるから、六ヶ月以内の告訴は全くといってよいほど不可能である。
- ③ 仮に意を決してようやく告訴することができたとしても、実際の検査では、まず女性が入管法違反の犯罪者であるという観点が強調され（従って、逮捕される覚悟でないと告訴すらできない）、しかも被害者の性的経験を執拗に聞いたり被害人の不注意を過度

にあげつらう傾向があることは周知の事実である。この傾向は加害者の刑事裁判の過程でも同様であり、公訴事実を否認しいわゆる和姦を主張する被告人側により、公開の法廷で同様の事柄を執拗に問いただされる。即ち、捜査機関や司法機関による「第二、第三の強姦、強制猥褻」を受ける危険がある。

(4) 捜査機関・司法機関の担当者には、女性たちは人身売買の被害者でありかつ意に反した性的行為を強要されているものであり、女性たちの被威迫状態に乘じた加害者の行為は極めて強度の違法性を有するものである、という視点が欠けている。

ハ、本来、強姦罪ないし強制猥褻罪の保護法益は個人の性的自由・性的自己決定権にあるのであり、暴行脅迫を犯罪構成要件とすることや、ましてその暴行脅迫が「被害者の抗拒を著しく困難ならしめる程度」の強度のものであること及び行為の直前になされることを要件とすることは、この法益の保護に著しく欠けるものである。このような現行の構成要件ならびに解釈論は、不当に犯罪成立の余地を狭めるものである。本罪の保護法益に鑑みれば、姦淫行為・猥褻行為が被害者の「意思に反する」ことをこそ犯罪構成要件とすべきであり、暴行脅迫はこれを推認させる一事実にすぎないというべきである。

また、告訴期間については、これを撤発するか、少なくとも六ヶ月という期間を大幅に延長すべきである。なお、前述の法制審議会への諮問の中で、性犯罪の告訴期間の撤廃又は延長も、検討課題とされている

さらに、慎重な捜査や裁判の公開は勿論必要であるが、その趣旨は人権尊重にあり、このような現状は被害者の人権を侵害するものである。被告人だけでなく被害者的人権にも十分配慮した捜査・公判手続が行われるよう、刑事訴訟法の改正が必要である。

二、なお、刑法三条（国民の国外犯規定）の五号は強制猥褻、強姦、準強制猥褻、準強姦、各未遂、強制猥褻等致死傷（一七六一一七九、一八一条）、七号は傷害、傷害致死（二〇四、二〇五条）を規定する。この規定を前提に、タイとフィリピンで児童を強姦した日本人男性を日本の警察に告訴しているケースがある。しかし、捜査はなされているもののいまだ起訴には至っていない。

売春防止法

イ、現行法は、「善良な性風俗の維持」と「人権侵害の防止」を目的とし、いわゆる「単純売春」を禁止する（但し罰則規定はない）とともに、「売春助長行為」を違法としこれに刑罰の制裁を科している。

この「売春助長行為」のうち、公然勧誘罪（五条）については、行為主体は女性だけとされ、かつ同条違反の女性に対して「補導」処

人身売買に関する現行国内法制度と問題点

表1 売春防止法違反の検挙状況（平成6～10年）

区分	年次 件数 人員 △ 件数 人員	6		7		8		9		10	
		件数 (件)	人員 (人)	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総 数		4,987	1,833	3,094	1,229	3,334	1,427	3,271	1,495	3,388	1,464
街 娼 型	勧 誘	424	418	321	319	317	325	362	357	296	284
管 理 型	場所提供	146	172	99	119	112	137	109	138	143	209
	管理売春	21	53	8	19	16	38	15	53	9	25
	資金提供	11	15	9	7	4	5	6	7	6	7
管 理 型	周 旋	2,624	923	1,505	622	1,681	701	1,682	792	1,877	781
	契 約	1,747	238	1,144	137	1,204	214	1,084	134	1,047	156
そ の 他		14	14	8	6	10	7	13	14	10	2

表2 売春事犯被疑者の職業別検挙人員の推移（平成6～10年）

区分	年次	年次				
		6	7	8	9	10
総 数 (人)		1,972	1,380	1,545	1,629	1,592
無職 (街娼、ポン引き等)		1,114	843	913	899	891
個室付浴場業者		126	51	81	80	74
旅館業者		41	22	25	13	53
料理店等接客業者		370	214	221	294	235
タクシーや運転者等		11	7	0	8	11
その他の		310	243	305	335	328

分（一七条以下）と「更生」措置（三二条）が定められている（一七条）。

他に周旋等、勧誘等、場所や資金の提供、売春をさせる契約、管理売春等も「売春助長行為」として処罰の対象となっているが、その法定刑は、最も重い管理売春（一二条）でさえ「一〇年以下の懲役及び三〇万円以下の罰金」である。

被害者の救済については、本法に基づき設置された婦人相談所が不十分ながらようやく外国人女性も受け入れるようになったといわれるが、適法な在留資格を持つことや福祉事務所を経由することを要求するなど、あまりに実態とかけ離れた運用がなされている。

口、本法による検挙状況は表1、2の通りである。被検挙者の二割は暴力団の（準）構成員であり、強制売春・管理売春が暴力団の資金源になつてい

ることが伺われる。

各助長行為については、法定刑・量刑が軽すぎること、表面的に店を取り仕切る者だけが摘発され、その背後にいる真の加害者にまで摘発が及ぶことは殆どないこと、などの問題が指摘されてい

る。

ハ、いわゆる自由意思に基づく単純売買春の禁止については議論が別れるが、これは本稿の対象とはしない。

ただ、「売春助長行為」のうち公然勧誘罪（五条）については、その保護法益が「善良の風俗維持」にあって人権ではないこと、買春行為者は全面的に処罰の対象外であるのに売春行為者は五条で処罰され、かつ補導・更生の対象とされることになり、法自身が性モラルの「二重の基準」を肯定しているに他ならないこと、実際にも人身売買の被害者である女性たちが五条違反の「犯罪者」として多数逮捕されていることなど、明らかに性差別的であって不當である。

性モラルの「二重の基準」についてさらに付言すれば、そもそも何故「買春」防止法又は「買売春」防止法でなくて「売春」防止法なのか、何故「買春」（買売春）助長行為でなくて「売春」助長行為なのか、疑問である。

二、売春などに関わっている女性は「悪い」人であって好きでこの様な汚い仕事に就いているという社会通念を背景に、現在、本法で最も重視されているのは「善良な性風俗の維持」であるといわざるをえない。

本法についてはまず、「売春があるから買春がある」という発想を根本的に改め、人身売買と強制売春が女性の人権を著しく侵害しているという事実を直視し、その観点から本法を全面的に見直す必要がある。とりわけ、法自身が性モラルの「二重の基準」を肯定するなど論外であり、少なくとも五条は直ちに削除すべきであり、五条違反の女性に対して定められている「補導」処分と「更生」措置も削除すべきである。

さらに被害者の保護救済については、この問題を「性・民族・経済力による不均衡な社会的力関係とそれを補強する社会構造」から生み出される問題と捉え、シェルター、カウンセリング、相談、援助などを含む総合的な施策とすべきであり、これらは別法で規定すべきである。その際、買売春や買春助長行為者に対する人権教育やカウンセリングを制度に組み込むことも是非必要である。

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律

イ、風営法は一九九八年に大幅に「改正」されたが、改正後の概要は図Bのとおりである。従来の適用対象業務を「風俗営業」「性風俗特殊営業」（店舗型、無店舗型、映像送信型）、「飲食店営業」に分け、それぞれに異なる規制を行うというものである。
そして、「風俗営業」のうち「接待飲食等営業」（法二条I①～⑥の営業）をする場合は、「営業所で客に接する業務に従事する者（接

人身売買に関する現行国内法制度と問題点

[図B] 改正風営適正化法の概要

(性風俗特殊営業)

〈飲食店営業〉

(適正に営めれば国民に想いを与える営業)

(いわゆるセックス関連営業で、厳しく制限すべきもの)

接待飲食等営業

遊技場営業

店舗型性風俗特殊営業

無店舗型性風俗特殊営業

酒類提供飲食店営業

キヤバレー

イトクラ

ラブ

伴侶待合室

スカル

ムセント

トムセント

外

ばらんに屋・まあじやん屋

ゲームセント

スカル

ムセント

トムセント

外

許可制(人的基準、構造設備の基準)

・営業地域の制限 → 紓和

・営業時間の制限 → 緩和

・騒音振動の規制

・広告宣伝の規制

・客引きの禁止

・年少者の従業制限

・年少者の立入制限

・優良な営業者の認定制度の新設

・→一定の規制緩和

・接客従業者への売春強要の防止

・届出制

・厳しい営業禁止区域・地域の指定

・営業時間の制限

・広告宣伝の規制 → 強化

(ピンクビラ・チラシ対策)

・客引きの禁止

・年少者の従業制限

・年少者の立入制限

・接客従業者への売春強要の防止

・届出制

・広告宣伝の規制

(ピンクビラ・チラシ対策)

・年少者を客とすることの禁止

・客引きの禁止

・年少者の従業制限

・年少者の立入制限

・接客従業者への売春強要の防止

・年少者の従業制限

・年少者の立入禁止

(その他の深夜営業につき届出制等の規制)

・接客従業者への売春強要の防止

22時以降の

・年少者の従業制限

・年少者の立入禁止

(その他の深夜営業につき届出制等の規制)

・接客従業者への売春強要の防止

・客の年齢

・確認等

・防止

・接客従業者への売春強要の防止

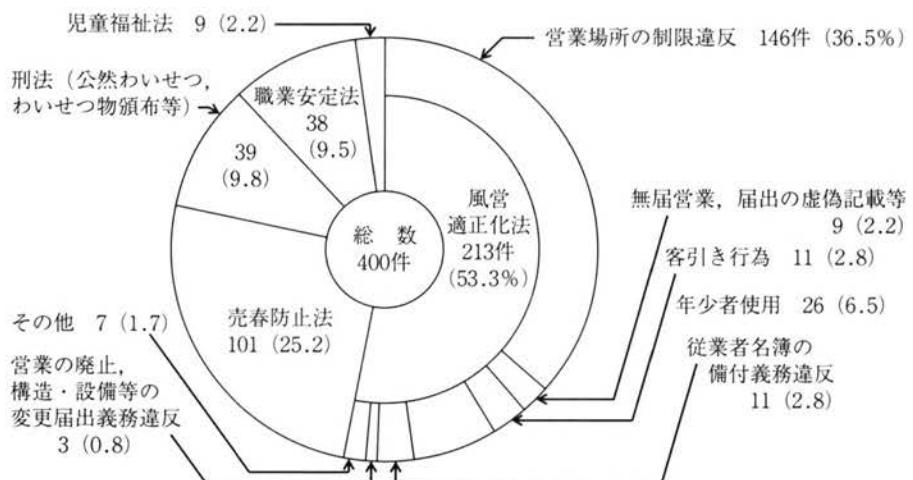
接客従業者への売春強要の防止
受託接客従業者への高額な借金背負わせの禁止
受託接客従業者の旅券取上げ等の禁止

凡例) 太字 部分は改正部分

表3 店舗型性風俗特殊営業の営業所数の推移（平成6～10年）

区分	年次	6	7	8	9	10
総 数（軒）		12,781	12,630	12,460	12,228	11,876
第1号営業 (個室付浴場業)		1,293	1,276	1,269	1,263	1,268
第2号営業 (店舗型ファッションヘルス)		694	762	842	829	863
第3号営業 (ストリップ劇場等)		475	479	483	481	494
第4号営業 (モーテル営業等)		8,706	8,533	8,383	8,196	7,847
第5号営業 (アダルトショッピング等)		1,613	1,580	1,483	1,459	1,404

表4 店舗型性風俗特殊営業の違反態様別検挙状況（平成10年）



「客従業者」に対し、「接客従業者でなくなつた場合には直ちに残存する債務を完済することを条件として、その支払能力に照らし不相当に高額の債務を負担させること」「その支払い能力に照らし不相當に高額の債務を負担させた接客従業者の旅券運転免許証等を保管し又は第三者に保管させること」が禁止された（八条の二・一項）。この規定は「無店舗型風俗特殊営業」にも準用される（三一条の三）。「風俗営業」「店舗型風俗特殊営業」「飲食店営業」を営む者から委託を受けて接客業務の一部を行うこと（「接客業務受託営業」）を営む者（ホステス・コンパニオン派遣業、外国人芸能人招聘業、芸者置屋等）についても、これらが禁止された（三五条の二）。

これらは接客従業者への売春強要の防止を目的とする規定であるとされるが、いずれも罰則は定められていない。

人身売買に関する現行国内法制度と問題点

表5 風俗営業（接待飲食等営業）の法令検挙状況（平成10年）

法令別					検挙件数(件)	構成比(%)
総					1,141	100.0
計					823	72.1
風営適正化法	年客	少引	者き	使行	用為	260 164 68 39 26 50 96 36 19 65
	営業者名簿の提出	備付	義務違反			22.8 14.4 5.9 3.4 2.3 4.4 8.4 3.1 1.7 5.7
	許可証の掲示	義務違反				
	20歳未満の客に酒類、たばこを提供する行為					
	構造・設備等の無承認変更					
	無名許可営業					
	義貸し					
	構造・設備等の変更届出義務違反					
	その他					
売春防止法					248	21.7
職業安定法					31	2.7
児童福祉法					28	2.5
労働基準法					11	1.0

表6 深夜飲食店営業の法令別検挙状況（平成10年）

法令別					検挙件数(件)	構成比(%)
総					590	100.0
風営適正化法	計					547
	年無許可営業	少許可営業	使用者の使営業	用業	255 152 89 19 32	43.2 25.8 15.1 3.2 5.4
	20歳未満の客に酒類、たばこを提供する行為					
	従業者名簿の提出	義務違反				
	その他					
売春防止法					23	3.9
労働基準法					10	1.7
児童福祉法					8	1.4
職業安定法					2	0.3

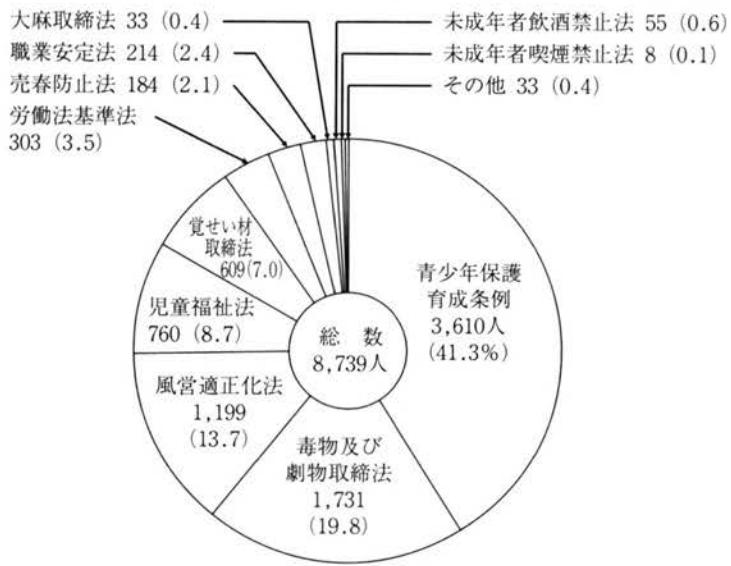
口、法「改正」の実効性は、乏しい。店舗型性風俗特殊営業と風俗営業（接待飲食等営業）における法令別検挙状況は表4・5のとおりであるが、いずれについても売春防止法違反が二割を超え、刑法（猥褻犯等）、職安法、児童福祉法を加えるとそれぞれ四六・七%（表4）、二六・九%（表5）を占める。

女性たちの「仕入原価」に「利潤」を乗せて「四〇〇万円（あるいはそれ以上）の借金」を負わせたうえ、パスポート等を取り上げて売春を強要するという加害者の手法に照らせば、「その支払い能力に照らし不相當に高額」であるか否

表7 風俗関係事犯において被疑者又は参考人として取り扱った外国人女性の国籍、地域別状況（平成6～10年）

年次 国、地域	6	7	8	9	10
総 数（人）	2,380	1,133	934	1,425	1,522
韓 国	133	62	189	243	497
コ ロ ン ビ ア	198	190	155	224	142
タ イ	1,407	571	316	452	342
台 湾	156	81	99	139	128
フ ィ リ ピ ン	337	166	89	225	227
そ の 他	149	63	86	142	186

表8 福祉犯の法令別検挙人員（平成10年）



かに拘わらず、あらゆる債務を負担させることを禁止し、かつあらゆる場合にバスポート等の保管を禁ずるべきである。もちろん、これの違反には刑罰の制裁が必要である。

本法については、とりわけ「性風俗特殊営業」なるものを法が公認するとの是非を含め、根本的に検討すべきである。

児童福祉法

本法は、満一八歳に満たない者を「児童」とし、何人も「児童に淫行をさせる行為」「前各号に掲げる行為をするおそれのある者その他児童に対し、刑罰法令に触れる行為をなすおそれのある者に、情報を知って、児童を引き渡す行為」などを禁止し（三四条一項⑥⑦）、これに違反した場合に刑罰の制裁を科している（六〇条）。

(5) 児童買春・児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

イ、一九八九年に国連で採択された児童の権利に関する条約は、三四条で「あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護すること」を締約国に義務づけている（日本は一九九四年に批准）。しかし、とりわけアジア各国や日本において児童買春が横行し、日本人はその主要な加害者となっている。また、日本は児童を被写体とするボルノの世界的製造流通基地といわれ、国際社会の強い非難を浴びていた。遅ればせながらこの事態に対処すべく、制定されたのが本法である（一九九九・一一・一施行）。

ロ、本法は、保護される「児童」を一八歳未満の者とし、

- (a) 児童買春の処罰（四〇六条）……児童等（周旋をした者、保護者等を含む）に対償を供与して、児童と性交・性交類似行為をすることを児童買春として処罰し、かつ児童買春の周旋や周旋目的での勧誘も処罰する。
- (b) 児童ボルノに係る行為等の処罰（七条）……児童ボルノの頒布、販売、業としての貸与、公然陳列又はこれらの目的での製造等を处罚する。単純所持は規制対象外。
- (c) 児童の人身売買の処罰（八条）……前述。
- (d) その他捜査及び公判における配慮等が定められている。

ハ、施行後約二ヶ月が経つが、既に本法による摘発ケースがある。本法の効果については、今後の推移に注目したい。

5

強制売春に伴う違法行為の禁止

(1) 労働関係法

イ、人身売買により運ばれてきた女性たちが日本国内で強制売春に従事させられる場合、これが「労働関係」に該当するかについては、争いがある。しかし、少なくとも刑事的ないし行政的取締りの対象となしうるという面では、これを「労働」と観念する実益がある。女性達への強度の支配従属関係は明らかであること、一般に労働内容が違法な行為であっても本法適用の妨げとはならないこと、労基法八条一四号は「接客業」を同法の適用対象事業としていること、国籍や在留資格の有無は一切問われないこと等に鑑みれば、この関係に労働関係法規を適用する実益があり、これを肯定すべきである。

表9 外国人労働者に係る雇用関係事犯の法令別検挙状況（平成6～10年）

区分	年次 件数、 人員	6		7		8		9		10	
		件数 (件)	人員 (人)	件数	人員	件数	人員	件数	人員	件数	人員
総 数	631	778	364	476	404	506	518	650	511	564	
労働者派遣法	38	53	16	26	30	40	21	11	8	5	
職業安定法	44	31	15	16	14	13	7	10	4	3	
労働基準法	2	1	7	2	4	1	2	2	0	0	
入管法(不法就労助長罪)	547	693	326	432	356	452	488	627	499	556	

口、労働基準法は、強制労働の禁止（五条）、中間搾取の禁止（六条）、前借金相殺の禁止（一七条）を規定しているが、いずれの違反に対しても罰則があるし、共犯の处罚も可能である（刑法総則）。強制される「労働」は適法なものであることを要せず、損害賠償契約、前借金、強制貯金などで拘束されているときは五条違反となるし、六条、一七条違反の責任もとえる。

ハ、職業安定法は、「暴行脅迫監禁その他精神又は身体の自由を不当に拘束する手段によって」または「公衆衛生又は公衆道德上有害な業務に就かせる目的で」職業紹介や労働者の募集供給を行う行為を違法とし、罰則を科している（六三条、法定刑は一～一〇年の懲役又は五万～一〇〇万円の罰金）。許可を得ないで行う有料職業紹介も禁止し、罰則を科している（六四条、一年以下の懲役は二〇万円以下の罰金）。

二、労働者派遣法は、「公衆衛生又は公衆道德上有害な業務に就かせる目的で」労働者派遣すること、適用対象業務以外の業務について労働者派遣すること等を違法とし、罰則を科している（五八、五九条、法定刑は前者が一～一〇年の懲役又は五～一〇〇万円の罰金、後者が一年以上の懲役又は二〇万円以下の罰金）。強制売春に従事させるための女性の派遣がこれらに該当することは明らかである。ホ、しかし、これらの規定による摘発は、実際には極めて少ない。最近五年間の外国人労働者に係る雇用関係事犯の検挙状況は表9のとおりであるが、不法就労助長罪を除けば、件数・人員ともにかなり少なく、またこの中に人身売買・強制売春にかかる案件がどの程度含まれているのかは不明である。この様に摘発が少ない理由として考えられることは次のとおりである。

- ① 女性たちが人身売買の被害者でありその女性たちを搾取することは極めて强度の違法性を有するものであるという視点が、労働基準監督官や警察官などに欠けていること
- ② 被害者たちの「労働」内容や「労働」条件が明確になりにくいケースがあること
- ③ 労働基準監督官の人員不足であること

これらがいざれも正当な理由たりえないことは、言うまでもない。

(2) 出入国管理及び難民認定法

イ、一九八九年の入管法改正により、不法就労助長罪が新設された（七十三条の一）。同条は、①外国人を不法就労活動させた者、②外国人に不法就労活動をさせるため自己の管理下においておいた者及びその斡旋をした者、③業として外国人を不法就労活動をさせる行為をした者を处罚対象とし、しかも刑法二条の例による（国籍を問わずすべての者の国外犯を处罚する）としている。

諸悪の根源であるプローカーたちを厳しく取り締まることは、人身売買及び強制売春の根絶に不可欠である。国际的取締り強化も強く要請される。

口、表9によれば、不法就労助長罪の検挙件数は次第に増えて年間五〇〇件近くあるが、まだまだ氷山の一角である。しかも、せっかく発しても実際には罰金刑程度しか科せられておらず、人身売買及び強制売春の抑制機能を十分に果たしているかは疑問である。

ただ、タイに拠点を置く女性供給組織を壊滅させるため日タイ両国警察が連携捜査を行い、タイ在住の日本人男性幹部を本罪で検挙したという事例もあり、さらに有効に機能させることが必要である。

四、人身売買の被害者保護に関する国内法制度

1 労働関係法

(1) 労働関係諸法令は、国籍や在留資格の有無に拘らず、すべての労働関係に適用される。強制売春に従事させられることが「労働関係」に該当するかについては見解が分れるが、労働関係諸法令を適用する実益がある以上これを肯定すべきである（前述）。

イ、労働基準法

労働条件の原則（三条）、均等待遇の原則（三条）、強制労働の禁止（五条）、中間搾取の禁止（六条）、労基法違反の契約（一三条）、労働条件の明示（一五条）、賠償予定の禁止（一六条）、前借金相殺の禁止（一七条）、賃金（二四条）など。

口、労働者派遣法

労働大臣による指針の公表（四七条の二）、指導・助言・勧告（四八条）、改善命令等（四九条）、公表等（四九条の二）、報告（五〇条）、立入検査（五一一条）など。五〇条、五一一条の違反については罰則規定あり（六一条）。

ハ、最低賃金法

最低賃金の保障（五条）など。

(2) しかし、これらの規定による被害者の救済は、実際には殆どなされていない。その理由として次のことが考えられる。

- ① 主務省である労働省（労働基準監督署）においてすら、女性たちが人身売買の被害者であり労働関係諸法令を適用して救済すべきであるという視点に欠けていること。女性たちを日本社会に有害な「不法就労者」「不法残留者」としてのみ扱う限り、救済は絶望的である。
- ② 被害者が被害救済・権利回復のサポートをする機関（市民団体・グループ・弁護士など）に対しアプローチすることが困難であり、また各機関の相互連携が乏しいこと
- ③ 被害者達の殆どは入管法上は違法な滞在（オーバーステイ）となっている。そのため、被害者もサポート機関も、常に入管による退去強制を意識して行動せざるをえないこと

ここでも、使えるのに何故使わないのか（現行国内法で対処できるのに何故これをしないのか）という問題である。

2 損害賠償請求

(1) 女性たちが強制売春に従事させられた場合、加害者に対しその「賃金請求」ができるかという問題がしばしば提起される。概ね、被害女性たちの救済を念頭に置いた議論である。

人身売買はそれ自体強度の違法性を有する行為であり、たとえ被害者の同意があつたとしてもその違法性は阻却されないというべきである。この人身売買を前提とする強制売春は、たとえその強制の程度が弱いケースであつたとしても、人身売買と切り離してその違法性を論ずるべきではなく、人身売買と不可分のものとして全体として強度の違法性を有するというべきである。従って、女性たちの民事上の被害救済は、まずは不法行為による損害賠償請求の形でなすべきであろう。

その際、一方で被害の深刻さを、他方で加害者の得る利得が多大であることを考慮し、懲罰的賠償を積極的に認めるべきである。

(2)

もちろん、場合によっては賃金請求も認めるべきである。

この場合、「売春契約は違法無効であり、従つてこの契約に基づく賃金支払義務はない」「加害者の得た利得が不当利得となるとしても、被害者のなした給付は不法原因給付にあたるから、返還義務はない」という抗弁が加害者側からなさることが考えられる。しかし、一方で女性達に客との性交等を強制しながら、他方で女性達との契約の無効を主張することは、到底許されなければならない（禁反言なし権利濫用の禁止）。仮にこの契約が無効となるとしても、「不法の原因が受益者にのみ存するとき」は不法原因給付であるとの抗弁は排斥されるのであり（民法七〇八条但書）、人身売買を前提とする強制売春はこの場合にあたるのであるから、結局、被害者の請求は認容されるべきである。

3 社会保障

(1) 国際人権A規約（社会権規約）九条は、「締約国は、社会保険その他社会保障についてのすべての者の権利を認める」と規定し、この規定は自動執行力を有すると考えられている。従つて、外国人に対しても医療保険、生活保護などが適用されなければならない。

とりわけ、人身売買の被害者達は劣悪な環境に長期にわたって拘束され、身体的又は精神的疾病に罹患し、医療や公的扶助を緊急に必要としている者が少くない。これらの者に対し、公的な医療や生活の保障がなされないとときは、費用負担の点から医療機関が診療を事实上拒否するなど、到底看過できない事態が予想される。

(2) ところが日本政府は、「不法残留者」であることを理由に、人身売買の被害者に対しても殆どの社会保障の適用を拒否している。特に医療についてみれば、次のような問題が指摘されている。

- (a) 国民健康保険は、厚生省通達により①外国人登録をしていること、②一年以上の在留資格を有する者又は入国目的・入国後の生活実態から見て一年以上の在留をすることが明らかであること、が要件とされている。人身売買の被害者は、到底この要件を充足しない。
- (b) 健康保険も、実務上、就労可能な在留資格を有することが要件であり、人身売買の被害者は適用対象とされない。
- (c) 生活保護法による医療扶助も、厚生省通達により、就労資格ある外国人のみが適用対象とされている。もつとも、現場の自治体の判断により医療扶助が実施されたケースもあるが、厚生省は国庫負担分の支払いを拒否し、自治体に穴埋めさせた例がある。これは、自治体

に対する不当な締め付けに他ならない。

そのため、女性たちはたとえ医師による治療が必要であってもこれを避け（医療費が払える見込みがないため）、売薬に頼るなどして症状を悪化させ、死に至ることさえある。

五、出入国管理及び難民認定法（入管法）

(1)

退去強制手続

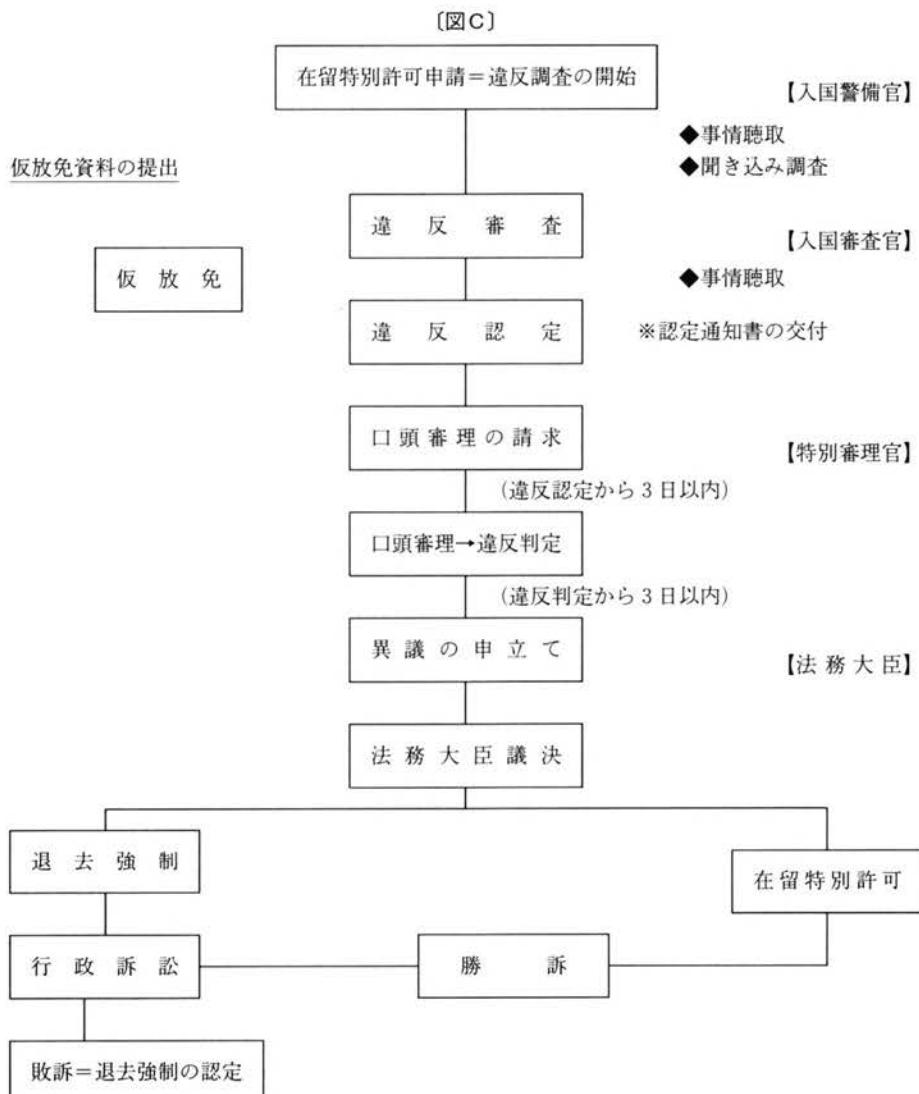
イ、被害者の大半は既にオーバーステイになっており（偽造パスポートを持たされた場合など入国 자체が入管法上違法とされる者もいる）、入国管理局や警察に摘発又は通報されると、身柄を拘束され退去強制手続を受ける。この手続きの概略は図Cのとおりである。

警察に逮捕された場合は、外国人被疑者にも当然弁護人選任権が保障され、弁護人ととの接見が可能である。しかし、入管に収容された場合には、弁護士の協力を得ることは現時点では極めて困難である。

ロ、司法救済の保障は国際人権法でも規定されている。一九八八年に国連総会において採択された「あらゆる形態の抑留又は拘禁のもとにあらゆるすべての者の保護のための原則（被拘禁者保護原則）」がある。原則一一の一は、「何人も司法その他の機関による速やかに聴聞される実効的な機会を与えられるのでなければ、抑留されない。被拘禁者は自己を弁護する権利又は法律によって定められた代理人の援助を受ける権利を有する」と規定する。また、原則一三は「被抑留者は、抑留開始の時又はその後速やかに、抑留する機関によって、その者の有する権利及びそのような権利を行使する方法に関する情報及び説明を与えるなければならない」と規定する。さらに原則一四は、抑留に責任をする機関が使用する言語を十分に理解したまでは話すことのできない者は、その者が理解する言語で必要な情報を速やかに受領する権利を有すると規定し、通訳の援助を受ける権利を明記している。弁護人の援助を受ける権利、弁護人との連絡及び接見についての権利も原則一七及び一八で確認されている。

これらの権利の保障のため、例えば弁護士会の協力を得て入管施設に弁護士を派遣する当番弁護士類似の制度を設置することが必要である。

人身売買に関する現行国内法制度と問題点



出典：外国人配偶者の在留資格を求める弁護団編「オーパーステイ国際結婚マニュアル」38頁

(2)

イ、入管法五条七号は上陸拒否事由として、同法二四条四号又は退去強制事由として、それぞれ「売春又はその周旋、その場所の提供その他売春に直接関係がある業務に従事したことのある（従事する）者」を規定している。これは、例えば「麻薬、大麻、あへん、覚せい罪」については「刑に処せられたことのある者」（五条五号、二四条四号チもほぼ同じ）、一般の刑法犯でも「一年以上の懲役又は禁固……に処せられたことのある者」（五条四号、二四条四号リもほぼ同じ）として裁判所で有罪判決が確定している場合に限定されていることに比べて、厳重な制限である。

所の提供その他売春に直接関係がある業務に従事したことのある（従事する）者であるかどうかを、刑事裁判を経ることなく入管の判断に委ねることには、多大の疑問がある。入管の判断に異議があるときは行政訴訟の提起が理論上は可能であるとしても、現実にこれを提起することは極めて困難で、事实上入管の判断を絶対のものとせざるをえない。とりわけ、人身売買の被害者の大半は強制売春に従事させられるため、外形的には「売春……に従事したことのある（従事する）者」とされ、容易に上陸拒否事由・退去強制事由ありとされてしまう。しかし、それでは被害者の権利救済、加害者の処罰は極めて困難となるし、事実の解明すら不可能となる。しかも、少なくとも売春防止法では売春それ自体は処罰対象となっていないことから見ても、本規定は疑問である。

従って、上陸拒否事由・退去強制事由としては、少なくとも、「売春」助長行為につき刑事裁判で有罪判決が確定した場合に限定すべきである。

(3) 司法救済手続き等の困難さ

イ、被害者の大半は既にオーバーステイになつており、たとえ加害者の刑事告訴をしましたは民事訴訟を提起しても、警察あるいは入管に通報又は摘発されると、身柄拘束を受けた後、短期間で退去強制処分を受け出国させられてしまう。退去強制になると最低一年は入国できないし（改正法施行後は五年間）、多くは上陸拒否事由ありとされて（五条七号）何年たとうと入国できない。そのため告訴や訴訟の維持は实际上不可能となる。また、関係者である外国人も在留資格が不安定である場合が多く、同様に退去強制される虞れがあるため、証言を得られないという問題もある。従って、被害女性の事後の権利救済は著しく困難なものとなっている。

ロ、しかし、一九四九年条約五条の趣旨は、単に裁判を受ける権利が保障されるだけではなく、日本人であれば行使できる権利と同等の訴訟上の権利行使が保障されなければならないことにあると解すべきである。

従って、加害者に対する刑事訴訟追行に必要な場合や民事訴訟の追行を希望する場合は、徒らに退去強制を急ぐのではなく、少なくとも訴訟代理人の選任、主張・立証の準備、主要な主張立証の遂行が完了するまでは在留を認めるべきである。

ハ、また、日本で働くことを主たる目的として来日した人たちが受けける人権侵害は、多くの場合労働関係で発生する。

入管が労働現場に行って摘発を行う際には、必ず労働基準監督官も同行し、労基法違反の摘発や労働実態の調査を行るべきである。入

管に収容されている人が希望をすれば労働基準監督官は直ちに相談に応ずるべく、労基署の出張所を入管内に設置することも必要である。日本社会のために働いた労働者の権利を守り不利益を回復する責任は、移住労働者を受け入れている日本政府にあることを、再度確認する必要がある。

(4) 通報義務

イ、入管法六二条二項は、公務員に対し、その職務を遂行するにあたって資格外活動、不法滞在等退去強制事由を有する外国人を発見したときは、入国審査官又は入国警備官に通報しなければならないという通報義務を課している。

ロ、近年、法務局の人権相談や労働基準監督署では弾力的に運用されているが、なお、この通報義務の存在が人身売買の被害者たちを自治体などの権利救済機関から遠ざけていることも事実である。少なくとも権利救済、権利調整を行う官庁や相談機関等については、通報義務を免除すべきである。

六、ま　と　め

長引く不況の影響で、オーバーステイ外国人の数は若干減少しているとはいは、なお二七万人以上がおり（一九九九・一・一現在の法務省推計）、この中で性産業に従事させられている女性たちは少なくとも数万人はいるといわれている。その深刻な被害実態は別稿に譲るが、最大の対策は被害の未然防止である。ところが、日本の国内法制度の中にはこの被害の未然防止を直接目的とするものはないし、刑罰の制裁によりこれを抑止するという面では前述の通り甚だ不十分である。事実の把握、証拠の収集など実務的には難しい問題があるだろうが、冒頭に述べた人権保障の観点にたち、これらを早急に改善する必要がある。

また、被害者の保護を受け止め、加害者への取り締まりを包括的に行うためには、全体を調整する機関が不可欠である。この機関を国レベルでは法務省人権擁護局の中に設置し、各都道府県・政令都市でも同じ役割を担う機関を設置することを提案したい。

(参考文献)

憲法・刑法・労働法・民法の各基本書、注釈書の他、犯罪白書、警察白書、国際人流など。

なお表1～9は一九九九年度版警察白書より引用。